

令和4年度 第2回伊豆の国市地域公共交通会議 議事録

次のとおり令和4年度第2回伊豆の国市地域公共交通会議を開催した。

- | | | | |
|----|------------|---------------------------|--------------------------|
| 第1 | 開催日時 | 令和5年1月16日(月)午後1時30分～3時20分 | |
| 第2 | 開催会場 | あやめ会館3階多目的ホール | |
| 第3 | 出席した委員 | 磯崎 猛 | (伊豆の国市副市長) |
| | | 木口 典久 | (伊豆箱根バス株式会社三島営業所長) |
| | | 青木 守 | (株式会社東海バス取締役修善寺営業所長) |
| | | 川嶋 正二 | (千代田区長) |
| | | 古屋 寛明 | (浮橋区長) |
| | | 江間 孝 | (奈古谷区代表) |
| | | 平田 秀人 | (立花乗合タクシー推進委員会会長) |
| | | 河合 勝也 | (シニアクラブ伊豆の国副会長) |
| | | 福井 清夏 | (伊豆の国市PTA連絡協議会長) |
| | | 寺山 冗二 | (株式会社寺山自動車取締役) |
| | | 山田 良生 | (伊豆箱根交通株式会社取締役) |
| | | 西尾 清明 | (伊豆箱根鉄道労働組合書記長) |
| | | 三枝 弘明 | (伊豆箱根鉄道株式会社鉄道部運輸課長補佐) |
| | | 西村 年壽 | (大仁警察署交通課長) |
| | | 風岡 昌吾 | (国土交通省中部運輸局静岡運輸支局首席専門官) |
| | | 後藤 健志 | (静岡県交通基盤部都市局地域交通課主幹) |
| | | 望月 博文 | (静岡県沼津土木事務所企画検査課長) |
| | | 藤井 敬宏 | (日本大学理工学部教授) |
| | | 佐藤 政志 | (伊豆の国市教育部長) |
| | | 浜村 正典 | (伊豆の国市健康福祉部長) |
| | | 守野 充義 | (伊豆の国市都市整備部長) 以上21人 |
| 第4 | 欠席した委員 | 堀内 哲郎 | (一般社団法人静岡県バス協会専務理事) 以上1人 |
| 第5 | 説明のため出席した者 | 岩崎 勝一 | (伊豆箱根バス株式会社乗合課長) 以上1人 |
| 第6 | 事務局 | 西島 功 | (企画財政部長) |
| | | 大澤 努 | (企画財政部協働まちづくり課長) |
| | | 久保田 洋輔 | (企画財政部協働まちづくり課副主幹) |
| | | 諏訪部 雅子 | (企画財政部協働まちづくり課主事) |
| | | 近藤 真史 | (産業部観光文化課主査) 以上5人 |
| 第7 | 会議次第等 | | |

1 開会

事務局の大澤から上記のとおり委員の出席があり、本会議が伊豆の国市地域公共交通会議設置要綱第6条第2項に定めた「委員の過半数の出席」の成立要件を満たしているための報告があり、本会議の開会の宣言をした。

2 会長挨拶

会長である磯崎副市長から挨拶をした。

3 議事録署名人の指名

事務局の大澤から議事に入るに当たり、伊豆の国市地域公共交通会議運営規程第3条第1項の規定より、会長が議長を務めることを報告した。

議長は、伊豆の国市地域公共交通会議運営規程第10条第1項の規定に基づき、東海バスの青木委員を本会議の議事録署名人に指名した。

4 議事

(1) 協議事項

協議第1号 伊豆の国市自主運行バスの運行計画について

議長は、「伊豆の国市自主運行バスの運行計画について」を協議第1号とする旨を宣言し、事務局に説明を求めた。

事務局の久保田から、配布した協議第1号「伊豆の国市自主運行バスの運行計画について」説明をした。

その後、議長は、この協議事項について委員各位から質問や意見を受けたい旨を述べ、以下のとおり質疑応答が行われた。

[質疑応答等の要旨]

藤井委員（日本大学理工学部教授）からは、自主運行バスのうち、実績値だけ見ると稼働状態がよくない路線もあるようだが、運行計画を改善するような仕組みがあるのか、また、千代田団地では、ボランティア移送など独自の取組があるようだが、きちんとした機能で運営できているのか、評価する仕組みがあるのかといった質疑があった。

事務局の久保田は、現状で自主運行バスの運行計画を改善する仕組みはなく、毎年の乗降調査や今回実施している座談会等を通じて利用状況を把握している。ボランティア移送では、自主運行バスとの共存という視点を持って取り組んでいるが、取組自体を評価する仕組みはないと回答した。

藤井委員（日本大学理工学部教授）からは、税金等を充てて運用する以上、公平性を担保するために明確なルールが必要ではないか。ボランティア移送自体が悪いわけではないが、ボランティアが先行した地域でバスがなくなるという事例もあるため、自主運行バスをどう位置付けてボランティアと役割分担を図るのか、地域の中でもよく議論して最低限の枠組みを作った方がよいのではないかとの意見があった。

風岡委員（静岡運輸支局首席専門官）からは、収支率や乗車数の実績値が悪いから即廃止という判断は少し乱暴な部分はあるとは思いますが、運行可否基準を定めて評価している自治体はあるとの意見があった。

議長は、協議第1号「伊豆の国市自主運行バスの運行計画について」挙手による採決をすることを宣言した。

議長は、協議第1号「伊豆の国市自主運行バスの運行計画について」承認の賛否を求めたところ、出席した委員全員の賛成があったため、原案どおり承認可決した。

協議第2号 地域幹線系統確保維持改善事業評価について

議長は、「地域幹線系統確保維持改善事業評価について」を協議第2号とする旨を宣言し、事務局に説明を求めた。

事務局の久保田及び静岡県後藤委員代理、伊豆箱根バス岩崎氏から、配布した協議第2号「地域幹線系統確保維持改善事業評価について」説明をした。

その後、議長は、この協議事項について委員各位から質問や意見を受けたい旨を述べ、以下のとおり質疑応答が行われた。

[質疑応答等の要旨]

川嶋委員（千代田区長）からは、無人駅となっている韮山駅で福祉タクシー券を利用する際にどのように取扱えばよいのかという質問があった

三枝委員代理（伊豆箱根鉄道運輸課長補佐）は、無人駅には旅客指令とつながっている電話等のシステムがあるため、それを利用していただきたい。また、下車した駅の駅員でも対応が可能であると回答した。

議長は、協議第2号「地域幹線系統確保維持改善事業評価について」事業者である伊豆箱根バスが作成した評価書及び事務局が作成した取組シートを静岡県交通確保対策協議会に提出することの賛否を求めたところ、出席した委員全員の賛成があったため、原案どおりの内容で提出すると結論づけた。

協議第3号 単独継続困難の申し出系統について

議長は、「単独継続困難の申し出系統について」を協議第3号とする旨を宣言し、事務局に説明を求めた。

事務局の久保田及び伊豆箱根バス岩崎氏から、配布した協議第3号「単独継続困難の申し出系統について」説明をした。

その後、議長は、この協議事項について委員各位から質問や意見を受けたい旨を述べ、以下のとおり質疑応答が行われた。

[質疑応答等の要旨]

藤井委員（日本大学理工学部教授）からは、地域間を跨ぐ路線にはまず相手が

あり、各行政区内でどのような利用者の意向があるかを把握することが大事である。地域間を跨ぐ実利用者の割合も 20%~30%であるという現実があり、利便増進策等も検討しつつ、利用者数が激減してしまうということがない限り、地域の足として継続を検討するべきではないかとの意見があった。

議長は、協議第 3 号「単独継続困難の申し出系統について」挙手による採決をすることを宣言した。

議長は、協議第 3 号「単独継続困難の申し出系統について」、現時点で補助金の種別は問わず、補助金を活用してでも、生活路線として本路線を存続させる必要があるかどうか、賛否を求めたところ、出席した委員全員の賛成があったため長岡伊豆三津シーパラダイス線及び沼津静岡浦長岡線とも「路線の存続が必要」と結論づけた。

協議第 4 号 観光周遊型韮山反射炉バスの運行内容の変更について

議長は、「観光周遊型韮山反射炉バスの運行内容の変更」を協議第 4 号とする旨を宣言し、事務局に説明を求めた。

事務局の久保田及び観光文化課近藤、伊豆箱根バス岩崎氏から配布した協議第 4 号「観光周遊型韮山反射炉バスの運行内容の変更」説明をした。

その後、議長は、この協議事項について委員各位から質問や意見を受けたい旨を述べ、以下のとおり質疑応答が行われた。

[質疑応答等の要旨]

風岡委員（静岡運輸支局首席専門官）からは、実証運行のルートは今後運行しないということではどうか。運行しないのであればルート廃止の届け出が必要となり、同じく、再開したルートの中で大河ドラマ館や蛭ヶ島公園の周辺など一部通行しなくなるルートがある場合は廃止の届け出が必要となるため、併せて協議いただきたいとの質疑及び意見があった。

伊豆箱根バス岩崎氏は、実証運行のルートは廃止となり、大河ドラマ館や蛭ヶ島公園の周辺の一部通行しなくなるルートも同様に廃止となるため、届け出をさせていただくと回答した。

また、風岡委員（静岡運輸支局首席専門官）からは、運行日のうち「原則、土日祝日とその他市の指定する日」とあるが、具体的はどのような日にちを想定しているのかとの質疑があった。

観光文化課近藤は、ゴールデンウィークや夏休み等の利用が多く見込める日を想定しており、届け出する際には明確な日にちを示させていただくと回答した。

望月委員（沼津土木事務所企画検査課長）からは、蛭ヶ島公園バス停の移設先が、韮山中学校及び蛭ヶ島公園から県道へ出るそれぞれの T 字路の真ん中にあり、両交差点との距離が短いため、道路占用の申請時には安全な通行に支障がないかを確認させていただくとの意見があった。

伊豆箱根バス岩崎氏は、バス停の移設先については、現在、大仁警察署をはじ

め関係各所とも協議しているところであり、安全が担保される場所へ設置を検討したいと回答した。

併せて、風岡委員（静岡運輸支局首席専門官）からは、移設先が資料に記載している場所から大幅に変更となる場合は、各委員に報告してほしいとの意見があった。

議長は、協議第4号「観光周遊型韮山反射炉バスの運行内容の変更」挙手による採決をすることを宣言した。

議長は、協議第4号「観光周遊型韮山反射炉バスの運行内容の変更」承認の賛否を求めたところ、出席した委員全員の賛成があったため、原案どおり承認可決した。

協議第5号 予約型乗合タクシー運用基準の改訂について

議長は、「予約型乗合タクシー運用基準の改訂について」を協議第5号とする旨を宣言し、事務局に説明を求めた。

事務局の久保田から配布した協議第5号「予約型乗合タクシー運用基準の改訂について」説明をした。

その後、議長は、この協議事項について委員各位から質問や意見を受けたい旨を述べたが、委員各位からは質問や意見はなかった。

議長は、協議第5号「予約型乗合タクシー運用基準の改訂について」挙手による採決をすることを宣言した。

議長は、協議第5号「予約型乗合タクシー運用基準の改訂について」承認の賛否を求めたところ、出席した委員全員の賛成があったため、原案どおり承認可決した。

(2) 報告事項

- ① 公共交通に係る地区座談会の実施状況について
- ② 公共交通事業者燃油価格高騰対策支援金について
- ③ 伊豆の国市地域公共交通計画について

議長は、「報告事項」について、事務局に説明を求めた。

事務局の久保田から報告事項①～③について報告事項資料により説明をした。

その後、議長は、この報告事項について委員各位から質問や意見を受けたい旨を述べ、以下のとおり質疑応答等が行われた。

[質疑応答等の要旨]

古屋委員（浮橋区長）からは、浮橋地区で座談会を開催した。区長では分からない部分も地域の様々な年齢層の方々に集まることで様々な意見や要望が出た。山間地と平地では生活環境も違うが、年齢層を変えて座談会を重ねることで折衷案も出てくるのではないかと、ぜひ続けていただきたいとの意見があった。

川嶋委員（千代田区長）からは、バスの利用者が少ないことは申し訳ない気持ちもあるが、一方で将来的にでも電動化や小型化などができないかという意見がある。また、葦山図書館に行きたい人は、葦山駅で降りた後、踏切を渡り遠回りしなくてはならない。葦山駅を開放する考えはあるかとの質疑があった。

木口委員（伊豆箱根バス三島営業所長）は、事業者として燃料費の高騰や従業員の休憩時間など様々なことを考慮しなくてはならず、経営の難しさを実感しているところであり、車両も古い年代の車両を再生しながら運用している状況である。バスの小型化等は新たに購入しようにもコストの課題に直面してしまい、現状に即した運行計画で取組んでいくということを理解いただきたいと回答した。

三枝委員代理（伊豆箱根鉄道運輸課長補佐）は、葦山駅は無人化で東口は自動改札も設置しておらず、係員を設置しなければならないということもあり、現状では難しいと回答した。

藤井委員（日本大学理工学部教授）からは、地区との懇話会を通じて、地元の方々の意向や思いを行政側に組み込んでいくことは重要であり、やるべきことではあるが、ニーズとシーズという考え方で必要性に対して新しい技術も含めてどこまで提供できるかということを経営と行政が歩みながら進めていかなければならない。広報紙の特集を通じて、市民に公共交通を知ってもらうことは非常に良いことではあるが、次は公共交通を維持していくためにはどういった課題や問題があるのかということも発信する方が良い。次期公共交通計画を実際に地域に合ったものに組み替えていくためにも地域や市民には丁寧に発信及び対応していく必要がある。

また、バスの運転手不足と労働管理も重要な課題であり、どの自治体でも厳しい状況だと聞く。地域公共交通計画の中に、運転手確保の仕組みを記載している自治体もある。

もう一点、千葉県の調査で、「あと5～10年で免許返納を考える」と回答した65歳の人に、10年後となった75歳の時に同じ質問をしたところ、「あと5～10年で免許返納を考える」と同じ回答をしたという結果がある。その10年後、85歳ぐらいになると公共交通は使わず施設に入所してしまうケースも多い。こういった状況で公共交通を一人一人の要望に合わせて全体像を作り上げるといったことが非常に難しい話となる。次期計画の策定に当たっては、様々な声を反映しながらも、5年先、その5年先、さらにその先の10年を見込むなど区切りをつけて、踏み込んだ目標や課題を記載していただきたいとの意見があった。

議長は、各委員に会議の円滑な進行に対してのお礼と今後の当市の公共交通についての協力をお願いした。また、以上をもって本日の議事の全てを終了した旨を述べ、会議の進行を事務局に戻した。

5 閉会

事務局の大澤は、本日の会議の全てを終了した旨を述べ、午後3時20分に令和4年度第2回伊豆の国市地域公共交通会議の閉会を宣言した。

以上の報告事項等を明確にするため、この議事録を作成し、議長及び本会議の議事録署名人がこれに署名する。

令和5年1月16日

令和4年度 第2回 伊豆の国市地域公共交通会議

議事録作成者

議長・会長 伊豆の国市副市長

磯崎 猛

議事録署名人 株式会社東海バス

青木 守